

令和7年5月22日  
気象庁大気海洋部

## 配信資料に関するお知らせ

～土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・大雨注意報基準の  
地震による暫定基準を適用した運用の見直しについて～

「令和6年能登半島地震」により震度5強以上を観測した石川県の市町並びに令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震により震度5強以上を観測した宮崎県及び鹿児島県の市町においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、石川県と金沢地方气象台、宮崎県と宮崎地方气象台が、降雨及び土砂災害発生状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準を適用した運用について、令和7年5月29日13時（日本時間）より下記のとおり見直します。

### 記

#### ○「令和6年能登半島地震」による暫定基準

- ・ 暫定基準の割合を7割から8割に引き上げて運用する市町

石川県：七尾市、志賀町

- ・ 暫定基準の適用を終了し、通常の基準を適用して運用する市町

石川県：金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町、中能登町

なお、石川県輪島市、珠洲市、穴水町、能登町においては、引き続き通常基準の7割の暫定基準を適用して運用します。

#### ○令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震による暫定基準

- ・ 暫定基準の適用を終了し、通常の基準を適用して運用する市

宮崎県：宮崎市、日南市

なお、宮崎県都城市及び串間市並びに鹿児島県大崎町においては、引き続き通常基準の8割の暫定基準を適用して運用します。

以上